

平成 15 年 5 月 16 日

自己株式の取得に関するお知らせ (商法第 210 条の規定に基づく自己株式の取得)

当社は、平成 15 年 5 月 16 日開催の取締役会において、商法第 210 条の規定に基づき自己株式を取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応して機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得の内容

- (1)取得する株式の種類 普通株式
- (2)取得する株式の総数 40 万株を上限とする
(発行済株式総数に占める 3.85%)
- (3)株式の取得価額の総額 10 億円を上限とする

(注)上記決定は、平成 15 年 6 月 26 日開催予定の当社第 77 回定時株主総会において、「自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします

以 上